

室蘭工業大学情報教育センター細則

平成31年3月20日
室工大細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、室蘭工業大学理工学人材育成本部規則（平成30年度室工大規則第56号）第5条第2項の規定に基づき、室蘭工業大学情報教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項第2号に掲げる構成員は、理工学人材育成本部の専任教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

5 第1項第3号及び第4号に掲げる構成員は、学長が命ずる。

6 第1項第3号及び第4号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門)

第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 情報教育部門
- (2) 情報基盤部門

2 前項に掲げる各部門は、前条第1項第2号から第4号に掲げる者のうちからセンター長が指名する者をもって組織する。

3 第1項に掲げる各部門に部門長を置き、前項の構成員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

4 第1項に掲げる各部門は、全学の協力を得て、それぞれ次の業務を行う。

- (1) 情報教育部門
 - ア 情報セキュリティ教育の実施に関すること。
 - イ データサイエンス教育の実施に関すること。
 - ウ 情報プログラミング教育の実施に関すること。
 - エ 情報教育関係科目における既修得単位の認定に関すること。
 - オ 情報教育関係科目における非常勤講師及びシニアプロフェッサーに関すること。
 - カ その他昼間コース及び夜間主コースにおける情報教育の実施に関すること。
- (2) 情報基盤部門
 - ア 学内における情報ネットワークの管理及び運用に関すること。
 - イ 学内における情報教育システムの管理及び運用に関すること。
 - ウ 学内における情報セキュリティの維持及び向上に関すること。
 - エ 情報教育の支援に関すること。
 - オ 学内の情報化推進及び支援に関すること。
 - カ その他学内における情報基盤の維持、管理及び運用に関すること。

(運営会議)

第4条 センターに、前条第1項に掲げる部門間の連絡及び調整等を図るため、室蘭工業大学情報教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 専任教員

(4) その他センター長が必要と認めた者

3 センター長は、運営会議を招集し、その議長となる。

4 センター長に事故があるときは、センター長の指名した構成員が、その職務を代行する。

5 第2項第4号に掲げる構成員は、第2条第1項第3号及び第4号に掲げる者のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させることができる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、学務課の協力を得てセンターで処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。